

●公共施設等の管理に関する実施方針

(1) 点検・診断等の実施方針

各施設の管理状況や設備の経過年数等を踏まえ、劣化状況の把握に努めます。また、法定定期点検等の実施による結果や診断の状況から、老朽化対策への活用を図ります。インフラ資産についても同様に、日常的な巡視やパトロール、定期点検による現状把握を行い、利用者の安全確保に努めます。

(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

更新費用等のコスト縮減や平準化の観点から大規模な修繕や更新をできるだけ回避するため、安全性や経済性を踏まえつつ早期段階に予防的な修繕等を実施することで、機能の保持・回復を図る予防保全型維持管理の導入を推進します。

(3) 安全確保の実施方針

日常点検・診断等で危険性が認められた施設については、利用状況・費用面・優先度などを踏まえて、修繕や更新を行い安全性の確保を行います。

(4) 耐震化の実施方針

避難所や福祉避難所、災害時の拠点施設として位置付けられている公共施設で耐震化が図られていない施設については早急に耐震化を進めます。また、昭和57年以前の旧耐震基準の公共施設で耐震化が行われていない施設については、その重要度に応じて速やかに耐震化を図ります。

(5) 長寿命化の実施方針

これから大規模改修や更新時期をむかえる施設については、これらの予防保全型の維持管理による長寿命化の推進により、大規模改修や更新の高コスト化を回避し、施設のライフサイクルの縮減や平準化に努めます。また、これまで既に策定されている公共施設等に関する長寿命化計画については、本計画における方針と整合性を図りつつ、各計画の内容を踏まえて長寿命化を推進していきます。

(6) ユニバーサルデザイン化の実施方針

国が示す「ユニバーサルデザイン2020行動計画」（平成29年2月20日ユニバーサルデザイン2020閣僚会議決定）及び大山崎町バリアフリー基本構想の考え方を踏まえ、公共施設等の大規模改修や建替えの際は、バリアフリー化・ユニバーサルデザイン化を推進します。

(7) 施設の複合化や統廃合、民間活力導入の推進方針

厳しい財政状況のなか維持管理の負担軽減を図るためにも、施設の利用状況やニーズを十分に勘案し、施設の複合化や統廃合について、民間の資金や活力を効果的に取り入れることも含めて検討を進めていきます。

(8) 環境配慮型公共施設の推進方針

公共施設においても太陽光発電の導入、建築物におけるZEBの実現、省エネルギー改修の実施、LED照明化等により、地域環境配慮型公共施設の実現に向けた検討を進めていきます。

●取り組み体制と情報管理、継続的な取り組みのための実施方針

(1) 全庁的な取組体制の構築

各施設の所管部署と連携を図りながら全庁的に取り組んでいき、庁内会議等を活用しながら、今後の公共施設等のあり方について検討していきます。

(2) 情報の管理と共有

公共施設等に関する現状や点検・修繕などの情報を全庁的に共有し、将来的な施設の一元的・総合的な維持管理を進めていくことが出来るように取り組んでいきます。

(3) 継続的な取り組みの体制と基本方針

PDCA（PLAN：計画・DO：実行・CHECK：検証・ACTION：改善）サイクルを進めていくため、集約した施設関連データを日常業務の中で活用し、点検・修繕・建替等の変更が行われた際には、随時、その情報を更新し、計画の進捗状況を検証していきます。

(4) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

公共施設等の総合的かつ計画的な管理を進めるため、各施設の所管部署と連携して本計画の推進を図ります。また、本計画に関して庁内での周知を徹底し、本計画の趣旨や内容の理解を得るとともに、職員一人ひとりが公共施設等マネジメントの導入に意識を持って取り組んでいくことができるように意識向上に努めていきます。

大山崎町公共施設等総合管理計画

(令和4年8月一部修正)

概要版

はじめに

公共施設等の機能を適正に維持しつつ、また、将来の需要に柔軟に対応し、次世代の町民への負担を出来る限り軽減する効率的・効果的な公共施設等の管理の基本方針を明確にするために「大山崎町公共施設等総合管理計画」を策定しました。

その後、平成28年度から各公共施設における長寿命化を計画的に取り組むため、「個別施設計画」の策定を進め、この度、「個別施設計画」を踏まえた「大山崎町公共施設等総合管理計画」の見直しを行うこととしました。

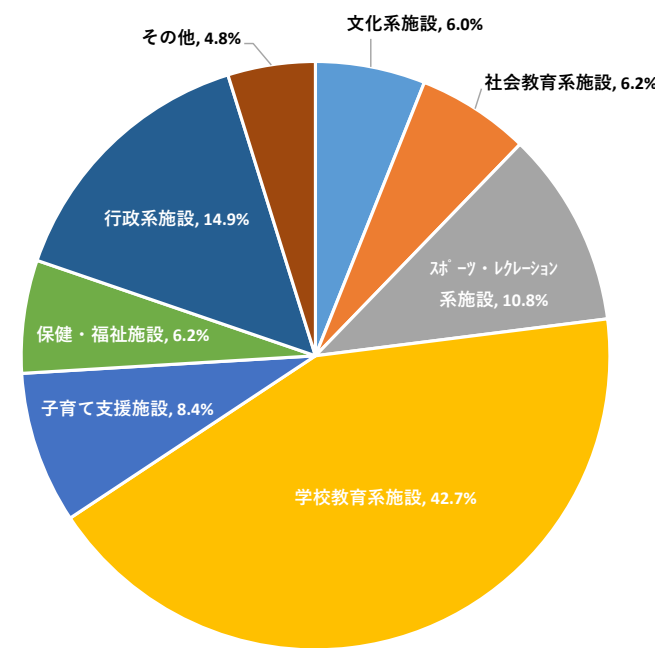
計画の位置づけ：本町の最上位計画である「大山崎町第4次総合計画」及び同計画の関連計画と整合を図り、公共建築物に関する個別の計画等やインフラ資産に関する長寿命化計画などを本計画の下位の個別計画と位置付ける。

計画期間：2016年度（平成28年度）から2025年度（令和7年度）までの10年間。（ただし、取組の進捗状況、情報や知見の蓄積状況を踏まえ、計画期間内であっても必要に応じて適宜見直し、取組を継続、発展させることとする）

計画の対象範囲：本町が所有するすべての公共施設等（公共建築物、インフラ資産）

本町が所有する公共施設等

【公共建築物】
44施設、総延床面積 42,966 m²

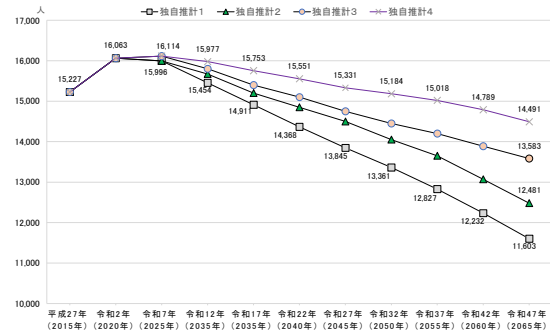


【インフラ資産】

施設分類		施設数
道路	実延長 (m)	47,904
	道路部面積 (m ²)	289,627
橋りょう	数量 (本)	30
	総面積 (m ²)	3,152
上下水道施設	数量 (施設)	8
	総面積 (m ²)	3,384
上水道管	総延長 (m)	51,379
下水道管	総延長 (m)	49,506

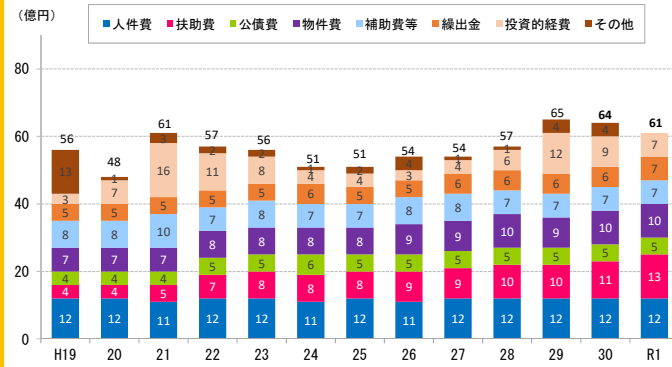
【人口推移と見通し】
人口の減少

- 平成 27 年から令和 2 年では、5.5%増加
- 町人口ビジョンによる推計では、令和 7 年をピークに、減少傾向に転じる見込み



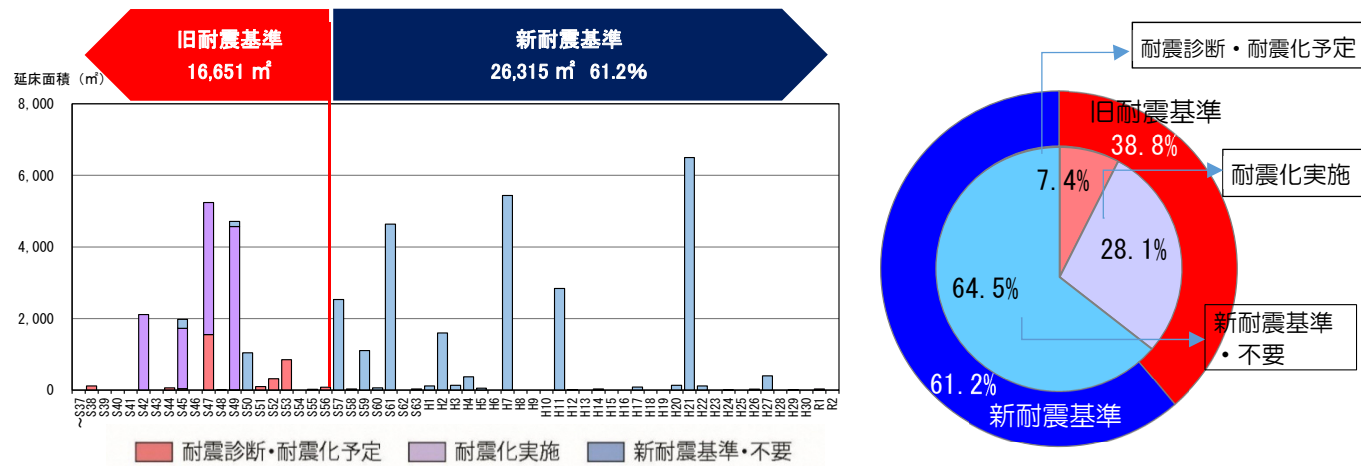
【財政の現状】
税収微増、扶助費・物件費の増大

- この 3 年間は投資的経費微増
- 扶助費・物件費は増大傾向、その他はほぼ横ばい



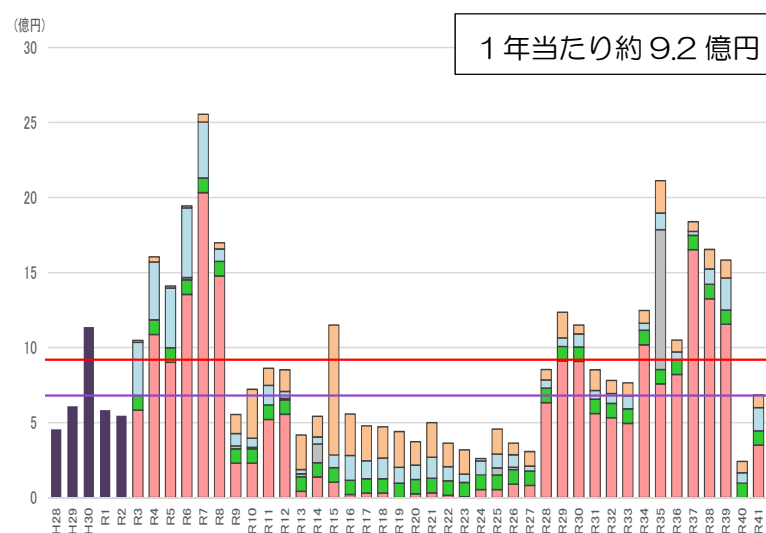
【公共施設などの現状】
公共施設などの老朽化の進行

- 旧耐震基準の建築物は約 38.8%
- 今後 40 年で約 80.3%の橋りょうが耐用年数を超過
- 今後 40 年で約 92.6%の下水道管が耐用年数を超過



【公共施設などの将来更新費用等の見通し】
公共施設等の更新費用の増大

- 今後は約 1.4 倍の費用が必要に
直近 5 年間平均投資経費 : 約 6.7 億円
今後必要な年間更新費用等 : 約 9.2 億円
(現在保有している公共施設等を今後維持する場合必要な更新費用などの金額)
- 将来人口が減少傾向に転じるなかで、約 1.4 倍の更新費用等の確保は困難



(1) 公共施設等の全体的な老朽化
昭和 40 年代に建築された施設は全体の約 33% となっており、今後、多くの公共施設が老朽化により、大規模改修や更新時期を迎えることとなります。

(2) 耐震化状況
耐震化の状況を見ると、全体の約 39%にあたる 16,651 m²が旧耐震基準の建物となっていますが、そのうち、耐震診断が必要であり、今後、耐震診断・耐震化を予定としている施設は全体の約 7.4%となっています。

(3) 公共施設等の更新費用の増加
今後 40 年間で施設の更新費用等は約 369.9 億円必要となることを見込まれ、1 年あたりの平均額は約 9.2 億円です。これは、過去 5 年間の更新費用等の平均額約 6.7 億円の約 1.4 倍となります。

(4) 人口と現在の財政状況
本町の将来人口の見通しは、令和 7 年(2025 年)にかけて緩やかに減少していく形で推移すると見込んでいます。
長期的な傾向として町税はほぼ横ばいで推移していますが、人口の減少に伴って将来的には税収減となると考えられます。



●基本方針 1
社会情勢に対応した施設保有量の適正化

- ・人口減少や少子高齢化が進む町の将来を見据えた公共施設等のあり方について検討する
- ・社会情勢に対応した多機能化や複合化、施設機能の転換
- ・利用実績や今後の利用見通し、費用対効果等を踏まえた施設の縮小や統廃合の検討する
- ・無駄のない利用度の高い公共施設としてサービス提供する

●基本方針 2
耐震化や長寿命化の推進による安全性確保

- ・適切な維持管理により施設を安全・安心・快適に利用できるよう保ちながら、長期的な使用に耐えうる施設にする
- ・非耐震施設の耐震化と定期的な点検や調査を実施する
- ・計画的に修繕を行う予防保全型の維持管理を行うとともに、施設の長寿命化を検討する

●基本方針 3
更新費用や維持管理費等の
財政負担の軽減・平準化

- ・予防保全型の維持管理や長寿命化によるライフサイクルコストの縮減や維持管理費の平準化を図る
- ・温室効果ガス排出量の削減、施設の複合化や民間活力の導入の検討
- ・より効率的かつ効果的な維持管理・運営を行う